



目次

- 危険物・小型家電の排出(2面)
- みんなの健康(3面)
- 座間むかしむかし第四十二集を刊行(4面)
- 縫わずに簡単 洗えるマスク(5面)
- ざまインフォメーション(6・7面)
- 令和2年度職員募集(8面)



ごみの排出ルールを守りましょう

市では、持続可能な社会の実現のため、3R(リデュース(ごみの発生を抑制)、リユース(再利用)、リサイクル(再資源化))の推進を行っています。市民の皆さんのご協力により、平成30年度の家系系の可燃ごみは平成20年度と比べ約12パーセント減量されています。引き続きごみの排出ルールを守り、各家庭でごみの減量にご協力をお願いします。

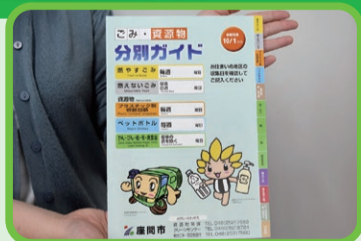
資源対策課
TEL 046(252)7985
FAX 046(252)7616

ごみの回収を行うクリーンセンター職員
「燃やすごみ」に危険物が混入すると作業員などに危険が及びます。危険物の排出ルールを守りましょう。

ごみの分別のポイント

～ご利用ください ごみ・資源物分別ガイド～

市では、ごみなどの分別を紹介する、「ごみ・資源物分別ガイド」を市役所4階資源対策課などで配布しています(市ホームページからダウンロード可)。燃やすごみ、燃えないごみ、資源物、粗大ごみ、剪定枝などの回収区分をイラスト付きで掲載していますので、家庭でごみなどを出す際にご確認ください。



ごみ・資源物分別ガイド

特に、カセットボンベや食卓で使用した串などの危険物を排出する際は2面に掲載する「危険物の排出」の通り排出区分・方法を守りましょう。ご不明な点は担当へお問い合わせください。



燃やすごみに混入したガラス

ごみ分別アプリ「さんあ〜る」

ごみ収集カレンダーや分別リスト、ごみ出しの日のお知らせ機能を持つスマートフォン向けアプリ「座間市ごみ分別アプリさんあ〜る」をご活用ください。アプリはAppStoreまたはGooglePlayで「さんあ〜る」と検索するか、右の2次元バーコードからダウンロードできます。



AppStore



GooglePlay

同アプリは日本語、英語、中国語(簡体字)、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語で利用できます。また、スマートフォンを利用できない外国人向けに「家庭のごみの分け方・出し方」(日本語、英語、中国語(簡体字)、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語)を市役所4階資源対策課で配布しています(市ホームページからダウンロード可)。

希望者への「広報ざま」の戸別配布を実施中

※新聞を購読されている方には、新聞に折り込まれます。

○新規のお申し込み 申込専用電話 ☎046(252)8684 (市政戦略課)

○届かない場合 (株)神奈川新聞総合サービス ☎0120(111)429 (無料)

危険物。

小型家電の排出

担当

資源対策課

☎046(252)7985
FAX 046(252)7616

危険物の排出

危険物などの排出の際に排出方法が守られないと、集積所を管理している方や収集や選別を行う作業員に危険が及ぶ恐れがあります。昨年燃やすごみの中にリチ

ウムイオン電池が混入していたため、収集車で発火する事故がありました。危険物などを排出する際には下表の通り排出区分・方法を守りましょう。



小型家電の排出

携帯電話、スマートフォンなどの小型家電には金などの貴重な金属が含まれている物があります。市では、小型家電をリサイクルし貴重な金属を回収しています。小型家電は「燃えないごみ」の日に排出するか市役所1階総合受付・4階資源対策課に設置している小型家電回収ボックスに投函してください。

スマートフォン、デジタルカメラ・ビデオカメラ、携帯型ゲーム機、携帯型音楽プレーヤー、ICレコーダー、延長コードなど

○対象品目 携帯電話、ス

市役所1階に設置している小型家電回収ボックス



品名	排出方法
申などのとがったもの	◆「燃やすごみ」 新聞紙などで包み、袋から飛び出さないようにしてから排出してください。
リチウムイオン電池	◆「燃えないごみ」 爆発し、火災の原因になるので燃やすごみに入れないようにご注意ください。中身があるものは必ず使い切ってから排出してください。
カセットボンベ	
刃物	◆「燃えないごみ」 収集員などがけがをする恐れがあります。新聞紙などで包み触れても危なくないようにし、他のごみと分け、「危険物」と明記して排出してください。
割れ物	
ガラス片	
鉄砲・爆発物・刀剣の模造品	◆「燃やすごみ」「燃えないごみ」 誤解を招く恐れがあります。分解して素材ごとに燃やすごみ、燃えないごみに分けて排出してください。 ※分解できない場合は担当までご相談ください。
注射針	◆排出禁止 収集員などに感染の恐れがあります。購入した医療機関などにご相談ください。
点滴の針	

国民健康保険税の軽減対象拡大・課税限度額の変更

地方税法の改正に伴い、令和2年度からの国民健康保険税について変更があります。この変更は令和元年度以前の保険税には適用されません。令和2年度の国民健康保険税納税通知書は6月中旬に送付します。

◇均等割額・平等割額の軽減対象拡大

世帯主とその世帯に属する被保険者の所得金額の合計に応じて均等割額と平等割額が軽減されますが、2割軽減と5割軽減の条件を変更し、対象世帯を拡大します(下表参照)。

	変更前	変更後
7割軽減	33万円以下	33万円以下(変更なし)
5割軽減	[33万円+28万円×被保険者数]以下	[33万円+28万5千円×被保険者数]以下
2割軽減	[33万円+51万円×被保険者数]以下	[33万円+52万円×被保険者数]以下

◇課税限度額の変更

国民健康保険税の限度額が引き上げられるため、同税が限度額で課税される方の税額が変更になります。

	変更前	変更後
医療分	61万円	63万円
後期高齢者支援分	19万円	19万円(変更なし)
介護分	16万円	17万円

担当 国保年金課 ☎046(252)7003 FAX 046(252)7043

リユース(再利用)可能な食器の貸し出し

市では、環境保護に配慮し、地域のお祭りなどで排出される紙コップ、紙皿などのごみを減らすため、リユース(再利用)可能な食器の貸し出しを行っています。現在は新型コロナウイルス感染拡大防止のためイベントなどを自粛する時期ですが、今後貸し出しを希望する方は担当へお問い合わせください。

- 対象 市内で行われるお祭り、イベントなど
- 貸し出しする食器 コップ、椀、皿(いずれもプラスチック製で各900個まで)
- 申込方法 利用希望日の7日前までに電話、ファクスまたは直接担当へ



担当 資源対策課 ☎046(252)7985 FAX 046(252)7616

6月1日は人権擁護委員の日

人権擁護委員は、基本的人権を守り、その意識の高揚を図るために法務大臣から委嘱を受け、相談を受け付けています。法務省では、基本的人権の遵守・意識の高揚を目的として、6月1日を「人権擁護委員の日」と定め啓発活動を行っています。

市の人権擁護委員は次の皆さんです。

◇人権擁護委員(敬称略)

前田勝義、山本慶子、堀田直美、瀬戸晃、大矢隆男、山田由香、橋本武

◇人権相談

人権擁護委員が、毎月第2火曜日午後1時30分から3時30分まで市役所で人権に関する相談に応じていますので、お気軽にご相談ください(新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話での相談をお勧めしています)。

いじめや差別などの人権侵害をはじめ、家庭や隣近所のもめごとなども相談できます。相談内容の秘密は堅く守られます。

○費用 無料

○申込方法 相談希望日の前日までに電話またはファクスで担当へ

担当 広聴人権課 ☎046(252)8087 FAX 046(252)0220



みんなの健康



市マスコット
キャラクター
「ざまりん」

座間市24時間健康電話相談

☎0120(867)860 ☎03(3562)8435
※ファミリー・ケア・ネットワーク (<https://familycare.sociohealth.co.jp/>) から「WEB健康相談」を利用できます。6桁の番号には「867860」と入力してください。
担当 医療課 ☎046(252)7295 ☎046(252)7043

ヘルシーメニュー コーン入り皮なしシューマイ

バランスの良い食事は、主食(ご飯・パン・麺類)、主菜(肉・魚・卵・大豆製品など)、副菜(野菜・海藻・きのこ・こんにゃくなど)を組み合わせることが大切です。

不規則な食事や栄養バランスの乱れは、高血圧症や脂質異常症、糖尿病などの生活習慣病をはじめ、さまざまな体調不良の原因の一つと考えられています。

ご家族で手軽に作れる主菜を紹介いたしますので、ぜひ作ってみてください。

材料(2人分)

- 豚ひき肉 150グラム
- タマネギ 75グラム
- ピーマン(2分の1個) 20グラム
- コーン(ホール缶詰) 60グラム
- しょうゆ 大さじ2分の1
- 酒 大さじ2分の1
- 砂糖 小さじ1
- 塩・こしょう 少々
- 片栗粉(野菜にまぶす用) 大さじ2分の1
- 片栗粉(肉に混ぜる用) 大さじ2分の1
- 片栗粉(肉にまぶす用) 大さじ1
- サラダ菜 2枚

④

(1) タマネギ、ピーマンをみじん切りにして、片栗粉をまぶす。

(2) ボウルにひき肉を入れて練り、④を加えてさらによく練る。片栗粉を加えて混ぜる。

(3) (2)に(1)とコーンを加えて混ぜ、8等分して丸める。片栗粉を全体にまぶす。

(4) フライパンを熱し、(3)を並べる。湯を75cc入れふたをして、弱火～中火で様子を見ながら4～5分蒸し焼きにする。

(5) 器に盛って、サラダ菜を添える。

※食生活改善推進団体ひまわり会提供。

担当 健康づくり課 ☎046(252)7225 ☎046(255)3550

ざまりんと一緒に 健康体操

市と地域包括支援センターでは、介護予防を目的とした屋内でもできる体操の動画を作成しました。

おおむね65歳以上の方に合わせた内容ですが、全ての世代の方の健康づくりにお役立ていただけます。

市マスコットキャラクター「ざまりん」も登場します。

動画は下記2次元バーコードまたはYouTubeの座間市公式チャンネルからご覧ください。

※地域包括支援センターは、市が設置する65歳以上の方に関する身近な総合相談窓口です。詳しくは担当へお問い合わせください。

担当 介護保険課 ☎046(252)7084 ☎046(252)8238



救急診療

担当 医療課 ☎046(252)7295 ☎046(252)7043

◆休日(日曜日・祝日) 昼間

診療科目	電話番号	診療場所	受付時間
内科・外科	☎046(252)9090	休日急患センター (市民健康センター1階)	午前9時～11時45分、午後2時～4時45分
歯科	☎046(252)8217		午前9時～11時45分、午後2時～4時30分
耳鼻咽喉科・ 婦人科・眼科	消防テレホンサービス ☎046(251)0119	消防テレホンサービス ☎046(251)0119	午前9時～正午、午後2時～5時(診療時間) ※当番医療機関により異なる場合があります。 受付・診療時間は必ず当番医療機関へお問い合わせください。
小児科 (外科系を除く)	☎046(255)9933	休日急患センター (市民健康センター1階)	午前9時～11時45分、午後2時～4時45分

◆夜間

診療科目	電話番号	診療場所	受付時間
内科	☎046(252)9090	休日急患センター (市民健康センター1階)	月曜～金曜日 : 午後7時～9時45分 土曜・日曜日、祝・休日 : 午後6時～9時45分
外科	消防テレホンサービス ☎046(251)0119	消防テレホンサービス ☎046(251)0119	午後6時～10時(診療時間)
小児科 (外科系を除く)	☎046(255)9933	休日急患センター (市民健康センター1階)	月曜～金曜日 : 午後7時～9時45分 土曜・日曜日、祝・休日 : 午後6時～9時45分

◆深夜

診療科目	診療場所	受付時間
内科・外科	消防テレホンサービス ☎046(251)0119	午後10時～翌日午前8時
小児科 (外科系を除く)	小児救急情報センター ☎046(255)9933	午後10時～翌日午前7時 (重病の場合は午前8時)

※聴覚障がいのある方は、専用ファクス ☎119 へお問い合わせください。

※救急診療は、急病で困ったときにご利用ください。

※基本的に救急診療は応急処置を行いますので、後日かかりつけの病院などで必ず診察を受けてください。

※電話をかける場合は電話番号をお確かめの上、お間違えのないようご注意ください。

新型コロナウイルス 事業者、就業者などの相談先

事業者向け

経営や金融の相談先

相談先	電話番号	相談時間(いずれも平日)
神奈川県金融課	☎045(210)5695	午前8時30分～午後5時15分
(公財) 神奈川県産業振興センター	☎045(633)5201	午前8時30分～午後5時15分
神奈川県信用保証協会厚木支店	☎046(221)0633	午前8時30分～午後5時15分
日本政策金融公庫厚木支店	☎046(297)5071	午前9時～午後5時
座間市商工会	☎046(251)1040	午前9時～午後5時
県中小企業団体中央会	☎045(633)5131	午前9時～午後5時30分
(公社) 商連かながわ	☎045(633)5184	午前9時～午後5時
県商店街振興組合連合会	☎045(633)5133	午前9時～午後5時30分
新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル	☎045(285)0536	午前9時～午後5時

総合的な支援

経済産業省ホームページ (www.meti.go.jp/covid-19/index.html) をご覧ください。

セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証などの認定、相談先がわからない場合は、担当へお問い合わせください。

担当 商工観光課 ☎046(252)7604 ☎046(255)3550

収入が減るなどで生活にお困りの方

◆生活に関する困りごととは自立サポート相談へ

市では、新型コロナウイルス感染症の拡大を含め、さまざまな要因で収入が減るなどし、生活が困難または困難になる恐れがある方へ、「自立サポート相談」として支援を行っています。また、退職、離職などの理由で住居を失う恐れのある方へ家賃の給付や、安定した生活を持続的に進めるようになるための支援を行います。一人で悩まずにまずはご相談ください。

◆緊急小口資金などの特例貸付

新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少があった世帯へ、生活福祉資金貸付制度の緊急小口資金および総合支援資金の特例措置を設けています。希望者は、事前に問い合わせ先へお問い合わせください。

○問い合わせ先 市社会福祉協議会 ☎046(266)2004 (受け付けは午前9時～午後5時)

担当 生活援護課 ☎046(252)8566 ☎046(252)7043

手洗い・うがい・ 咳エチケットを

手洗いのポイント

外出後、戻ってきたときには手洗いをする習慣を付けましょう。その他、調理の前後、食事前などに小まめに行いましょう。手指に付いたウイルスは、せっけんで丁寧に洗う事が有効です。手洗いをするときは時計や指輪は外し、蛇口やレバーで水を止めるときは手首やペーパータオルを使いましょう。また、手洗いをしていない手で目や口を触ると、手に付いたウイルスが体内に入ってしまう場合があります。



手のひらで
洗い残しが多い部分



せっけんを
使いましょう



蛇口やレバーは手首や
ペーパータオルを使いましょう



手の甲で
洗い残しが多い部分

うがい

外出先からの帰宅時など、外から帰ってきたときは、うがいをしましょう。

咳エチケット

咳やくしゃみの症状があるときはマスクやハンカチを使いましょう。咳やくしゃみを手で押さえると、手にウイルスが付着し、ドアノブなどを介して感染が広がる可能性があります。

担当 健康づくり課 ☎046(252)7225 ☎046(255)3550

座間むかしむかし 第四十二集を刊行

座間に関する言い伝えなどをまとめた「座間むかしむかし」の第四十二集を刊行しました。

同書には、「大矢弥市と木杯」と「寺子屋師匠 滝沢仁平の座間開業と水鉢の『舎田堂』銘」の2編を収録しています。

大矢弥市と木杯

栗原地域の豪農「大矢弥市」が明治政府から賞されることになった業績について市教育史編集員の浅野寛さんが記しました。

寺子屋師匠 滝沢仁平の座間開業と水鉢の「舎田堂」銘

江戸時代末期に座間で活躍した寺子屋師匠・滝沢仁平について、市教育史調査員の野上剛志さんが調査し、まとめました。

○販売・閲覧場所 市役所1階市民情報コーナー

○価格 200円(A5判42ページ)



担当 生涯学習課 ☎046(252)8431 ☎046(252)4311

胃がん・大腸がん集団検診および 乳がん・子宮がん集団検診

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、8月までの胃がん・大腸がん集団検診および乳がん・子宮がん集団検診を中止します。

今後の日程については、決まり次第、改めて広報ざまおよび市ホームページでお知らせします。

担当 健康づくり課 ☎046(252)7225 ☎046(255)3550

胃がんリスク(ABC)検診、 大腸がん施設検診

次の方を対象に協力医療機関で胃がんリスク(ABC)検診、大腸がん施設検診を実施します。

なお、胃がんリスク(ABC)検診は胃がん集団検診、大腸がん施設検診は大腸がん集団検診と重複受診できませんのでご注意ください。詳しくは、対象者へ5月末～6月初めに送付する「胃がんリスク(ABC)検診受診券」、5月中旬に送付する「施設検診の受診確認票」をご覧ください。

○対象 ▽胃がんリスク(ABC)検診=4月1日現在で40・45・50・55・60・65・70歳の方▽大腸がん施設検診=4月1日現在で40歳以上の方

※75歳以上の後期高齢者の方には、「健康診査受診券」に「施設検診の受診確認票」を同封して送付します。

※新型コロナウイルス感染症の影響により、実施期間や指定医療機関などが変更される場合があります。その際は、改めて広報ざまおよび市ホームページでお知らせします。



担当 健康づくり課 ☎046(252)7225 ☎046(255)3550

各種がん検診などのお知らせ

74歳以下の対象者の方へ「各種がん検診、成人歯科健診、肝炎ウイルス検診のお知らせ」の個別通知を5月中に送付します。75歳以上の対象者へは、後期高齢者健康診査受診券の通知に同封して送付します。

年齢などにより受診できる検診が異なりますので、対象区分を確認してください。

※新型コロナウイルス感染症の影響により、実施期間や指定医療機関などが変更される場合があります。その際は、改めて広報ざまおよび市ホームページでお知らせします。



担当 健康づくり課 ☎046(252)7225 ☎046(255)3550

縫わずに簡単 洗えるマスク

(大人用・10センチメートル×18センチメートル程度)

このマスクは、新型コロナウイルスの感染を防ぐものではありませんが、拡大防止には役立つと考えています。

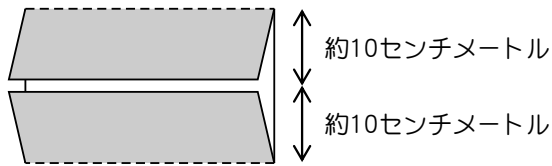
担当 健康づくり課 ☎046(252)7225 ☎046(255)3550

用意するもの

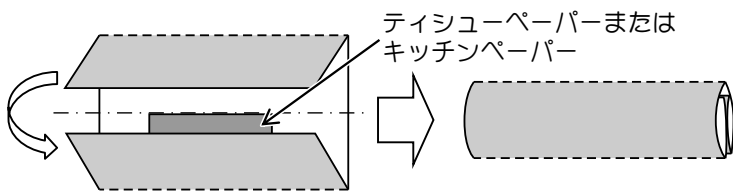
- 薄めのハンカチ（45センチメートル四方程度） 1枚
- 幅3ミリメートル程度のゴムひも（30センチメートル程度） 2本
- ※ 使い捨てマスクのゴムを繫いで使っても良い。
- ティッシュペーパーまたはキッチンペーパー 1枚

作り方

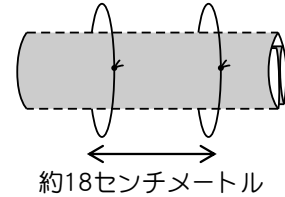
- ①ハンカチにアイロンをかける
- ②ハンカチを中心に向かって半分に折る



- ③ティッシュペーパーまたはキッチンペーパーを間に挟み、折り畳む

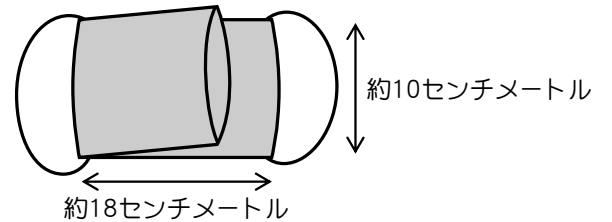


- ④結んだゴムを通す



- ⑤ハンカチの左右を折り畳んで、できあがり

※ゴムの長さは適宜調節し、結び目は中に入れる。



洗濯するときは、ティッシュペーパーやキッチンペーパーを外してください。ハンカチの大きさを変えることでさまざまな大きさのマスクを作ることができます。

動画によるマスクの作り方はYouTube埼玉大学川端研究室チャンネル内URL (<https://youtu.be/mEhC3a-Lj1w>)または右記2次元バーコードをご覧ください。



ワイヤー入りマスクは同チャンネル内の次のURL (<https://youtu.be/w4ngBB2Zxac>) をご覧ください。

※就寝時や息苦しさを感じたときはマスクを外してください。

埼玉大学教育学部生活創造講座家庭科分野被服学研究室より提供

マイナンバー（個人番号）の通知カードが廃止されます

5月25日（月）（以下「施行日」。）を予定日として、通知カードの取り扱いが変わります。

施行日以降、新たにマイナンバーが付与される方（新生児など）には、「通知カード」ではなく「個人番号通知書」が送付されます。

◆施行日以降の通知カード

- 通知カードの交付、再交付はできません（施行日前に再交付申請をした場合は除く）。
- 氏名、住所などに変更が生じた場合の記載変更はできません。
- ※ 現在お持ちの通知カードに現住所が記載されていない場合で記載を希望する方は施行日までに担当へお越しください。
- 通知カードを紛失した場合は市役所に届け出てください。
- マイナンバーカードの交付を受ける場合には通知カードを市役所に返納してください。

● 施行日前に通知カードの交付を受けた方は、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている事項と一致している場合に限り、国が定める一定の期間中は通知カードをマイナンバーを証明する書類として使用できます。

◆施行日以降のマイナンバーの通知

施行日以降は、通知書（マイナンバー、氏名、生年月日、通知書の発行の日などが記載された書面）が送付されます。

※ 新たに生まれた子どもなど、今後新たにマイナンバーが割り当てられる方のみ。

◆「通知書」と「通知カード」の違い

	通知カード	通知書
マイナンバーを証明する書類として利用	できる※	できない
氏名、住所などの記載内容変更	施行日まで可	できない
紛失した場合の届け出	必要	不要
マイナンバーカードを申請した場合の交付時の返納	必要	不要
再交付	できない	できない

※ 当分の間通知カードに記載された氏名、住所などが住民票と一致した場合のみ。

◆マイナンバーカードに関する問い合わせ

内閣府ホームページ(<https://www.cao.go.jp/bangouseido/>)、マイナンバーカード総合サイトまたはマイナンバー総合フリーダイヤル☎0120(95)0178（平日午前9時30分～午後8時、土曜・日曜日、祝・休日午前9時30分～午後5時30分）

担当 戸籍住民課 ☎046(252)8083 ☎046(255)3550

断らない相談支援 自立サポート相談支援例

市では、お金のこと、仕事のこと、住まいのこと、家族のことなど、日々の生活でお困りの方を支援するために、無料で相談を受け付けています（家族、関係者による相談可）。一人で悩まず気軽にご相談ください。

詳しくは、担当へお問い合わせください。

○相談方法 電話、ファクスまたは直接担当へ

自立サポート相談事例・30歳代の引きこもり

◆生活の困りごとの相談

60代の女性から「仕事をして何とか生活しているが、将来が不安だ」という相談を受けました。

詳しく話を聴くと、「20歳代で失業してから何もせずに家にいる息子がいる」「住宅ローンが高額で支払いに困っている」「銀行などから借りたお金の返済が苦しい」ということが分かりました。

◆自立サポート相談による支援

働きたくても働けない方を支援する「就労準備支援」を紹介し、息子にも相談へ来てもらいました。就労準備施設「はたらっく・ざま」で、生活スタイルの改善や職場体験を通じて、働くことの自信を取り戻し、就労支援員とともに就職活動を開始しました。

「家計改善支援」により、日々の生活費を見直し、債務整理を検討しました。司法書士費用の立て替えを行う「法テラス」を利用し、債務の減額を行う任意整理を行いました。

※この事例はこれまでの相談を元に作成したもので、実際のものではありません。また、支援は個々の状況に応じて行います。

担当 生活援護課 ☎046(252)8566 ☎046(252)7043

ご利用ください

証明書などの郵送による取得、コンビニエンスストアでの証明書の発行

◆郵送による取得

市に本籍がある方の戸籍全部（個人）事項証明書（戸籍謄・抄本）や市に住居登録がある方の住民票の写しなどの証明書は郵送で請求することができます。詳しくは担当へお問い合わせください。

◆コンビニエンスストアでの証明書の取得

利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードや利用登録済みの住民基本台帳カードをお持ちの方は、各種証明書をお近くのコンビニなどのマルチコピー機設置店舗で取得できます。

担当 戸籍住民課 ☎046(252)8083 ☎046(255)3550



座間市役所 〒252-8566 神奈川県座間市緑ヶ丘一丁目1番1号（郵便物は、郵便番号と「座間市役所+課名」を記入することで届きます）
 ☎046(255)1111(代) ☎046(255)3550 URL <https://www.city.zama.kanagawa.jp/> [座間市ホームページ](#)

◆開庁時間 月曜～金曜日（祝・休日と年末年始を除く）午前8時30分～午後5時15分（第2・第4土曜日の午前中は一部業務を実施）
 ★市民文化会館はハーモニーホール座間、市民体育館はスカイアリーナ座間、市民交流プラザはプラとぞま、総合福祉センターはサニープレイス座間、ふれあい会館はコミュニティプラザと表記します。お問い合わせは、特に記載がなければ、開庁時間内をお願いします。

家賃の支払いにお困りの方へ 住居確保給付金

新型コロナウイルス感染症の影響で休業・求職している方や失業中で求職している方などへ、家賃の給付を行っています（収入制限などあり）。一人で悩まず気軽にご相談ください。詳しくは、担当へお問い合わせください。

- 給付上限 ▽一人世帯＝4万1千円▽二人世帯＝4万9千円▽3人以上世帯＝5万3千円
- 相談方法 電話、ファクスまたは直接担当へ

その他のサポート

収入が減るなどで生活にお困りの方

◆生活に関する困りごとは自立サポート相談へ

市では、新型コロナウイルス感染症の影響を含め、さまざまな要因で収入が減るなどし、生活が困難または困難になる恐れがある方へ、「自立サポート相談」として支援を行っています。また、離職などの理由で住居を失う恐れのある方へ家賃の給付や、安定した生活を持続的に進めるようになるための支援を行います。一人で悩まずにまずご相談ください。

◆緊急小口資金などの特例貸付

新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少があった世帯へ、生活福祉資金貸付制度の緊急小口資金および総合支援資金（生活支援費）の特例措置を設けています。詳しくは問い合わせ先へお問い合わせください。

- 問い合わせ先 市社会福祉協議会 ☎046(266)2025(受け付けは午前9時～午後5時)
- 担当 生活援護課 ☎046(252)8566 ☎046(252)7043

市職員（令和2年10月1日採用）を募集

職 種		採用人数	受験資格
行政職	A 土木職（資格あり）	1人程度	昭和55年4月2日以降に生まれた方で技術士（建設部門・上下水道部門・総合技術監理部門）、建設機械施工技士（1級）、土木施工管理技士（1級）のいずれかの資格を有する方
	B 土木職（資格なし）	1人程度	昭和55年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた方で学校教育法による大学（土木の専門課程）を卒業した方（令和2年9月末までに卒業見込みの方を含む）または同程度の学力を有する方
	C 建築職（資格あり）	1人程度	昭和55年4月2日以降に生まれた方で建築施工管理技士（1級）、建築士（1級）のいずれかの資格を有する方
	D 建築職（資格なし）	1人程度	昭和55年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた方で学校教育法による大学（建築の専門課程）を卒業した方（令和2年9月末までに卒業見込みの方を含む）または同程度の学力を有する方
	E 保育士（短大卒業程度）	1人程度	昭和55年4月2日以降に生まれた方で、保育士の資格を有する方または令和2年9月末までに取得見込みの方
	F （保育所の）栄養士（短大卒業程度）	1人程度	昭和55年4月2日以降に生まれた方で、栄養士の資格を有する方または令和2年9月末までに取得見込みの方
技能労務職	G （保育所の）給食調理員兼庁務作業員	1人程度	昭和50年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた方

- 受験案内などの配布場所 市役所4階職員課・1階市民情報コーナー、イオンモール座間情報コーナー（市ホームページからダウンロード可）
- 申込方法 ▽電子申請＝6月1日（月）午後5時までに市ホームページから電子申請▽郵送＝6月1日（月）までに簡易書留で〒252-8566座間市役所職員課宛てに郵送（当日消印有効）
- 担当 職員課 ☎046(252)7911 ☎046(255)3550

見直そう家庭の防火

火災は命だけではなく、思い出の詰まった物など、大切な物をたくさん奪います。家庭で起こる火災の7割以上は不注意や不始末が原因です。家で過ごす時間が長くなったこの時期に、改めて防火について見つめなおしましょう。

住宅防火7つのポイント

- ①寝たばこは絶対やめる
- ②ストーブなどは燃えやすいものから離れた位置で使う
- ③ガスこんろなどのそばを離れるときは必ず火を消す
- ④逃げ遅れを防ぐため、住宅用火災警報器を設置する
- ⑤寝具、衣類、カーテンは防災品を使う
 防災品は火がついても燃え広がりにくい素材でできています。カーテンや寝具など燃え広がりやすいものを防災品にすることを考えてみましょう。
- ⑥住宅用消火器を設置する
 初期消火を行うための消火器を備えましょう。
- ⑦高齢者や子ども、体の不自由な人のために近所で協力体制を

◆ご存知ですか「製品火災」

家庭での火災では、たばこや放火などの他に、電気用品や燃焼機器、自動車などからの火災「製品火災」も多く起きています（年間700件以上）。

◆家電製品などにご注意を

長年使っている家電製品は熱、湿気、ほこり、内部の劣化で火災になる恐れがあります。使用中に普段と違う音や臭いを感じたらすぐに販売店やメーカーに相談しましょう。コンセント周りにたまったほこりの他、電気コードの上に物を載せたために起きた電気コードの傷み、許容量を超えたたこ足配線は火災の原因となります。定期的な点検や清掃を心掛けましょう。

- 担当 予防課 ☎046(256)2187 ☎046(256)3225

市議会からのお願い

新型コロナウイルス感染症への対応について 市議会を傍聴される方へ

5月29日（金）～6月22日（月）の間、市議会第2回定例会を開催予定ですが、新型コロナウイルス感染症の予防および拡大防止のため、本会議および委員会などの傍聴はご遠慮いただきますようお願いいたします。

なお、本会議の様子は、インターネット上で生中継しており、パソコン、スマートフォンから視聴できます。市民の皆さんのご協力をお願いいたします。

- 座間市議会
- 担当 議会事務局 ☎046(252)8872 ☎046(252)8557

連載

自治会トピックス

地域でただいま活躍中！安全・安心な地域づくり！

全世帯が自治会に加入しています

（鳩川ハイツ自治会）

鳩川ハイツ自治会は、4棟72戸の県営住宅鳩川ハイツの全所帯で構成される小さな自治会です。各棟より2人ずつ計8人が輪番制で役員をしています。昭和63年の建て替え時より住んでいらっしゃる方も多く高齢単身世帯が増えているのも特徴です。最近ではパキスタン、スリランカ、フィリピンなど海外の方の入居率も全世帯の2割と高く、ゴミの出し方や日本での生活マナーなどを覚えてもらい安心・安全な地域づくりを目指しています。



敷地内にある集会所での役員会議

鳩川ハイツ自治会 会長 加藤法道

自治会への加入などは、自治会総連合会事務局☎☎046(252)8751へお問い合わせください。

- 担当 市民協働課 ☎046(252)7966 ☎046(255)3550